

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



平成 28 年 3 月
富山県農村振興課

も く じ

中山間地域等直接支払制度第4期対策の概要	2
----------------------	---

制度を活用した取組事例

集落協定の広域化に取り組む事例

①次世代につながる中山間地域農業を目指して	富山市小羽	4
-----------------------	-------	---

超急傾斜農地で生産された農産物のブランド化に取り組む事例

②棚田米のブランド化と共通パッケージによる販売拡大	砺波市原野	6
---------------------------	-------	---

環境保全型農業に取り組む事例

③低タンパク米「春陽」の生産と減農薬・減化学肥料による 付加価値の高い農業の実践	氷見市胡桃	8
---	-------	---

NPOと連携し地域活性化に取り組む事例

④里山保全と直売所「山の店」による地域活性化	小矢部市荒間	10
------------------------	--------	----

地域特性や伝統を活かした特色ある活動に取り組む事例

⑤牛の水田放牧による農地管理と鳥獣被害対策	立山町四谷尾	12
⑥小学校との交流と伝統文化の継承	魚津市金山谷	14

担い手の活躍による農業生産活動に取り組む事例

⑦少人数で守る県内一山深い開拓地の美しい農地	黒部市福平開拓	16
⑧認定農業者等への協定農用地の利用集積	南砺市東城寺	18

さらなる集落の活性化に向けて	20
----------------	----

中山間地域等直接支払制度 第4期対策の概要

農業生産活動を通して耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を発揮する集落に対して、第4期対策（平成27年度から平成31年度）として支援します。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興8法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、
過疎法、半島振興法等〕

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

対象者

協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

主な交付単価

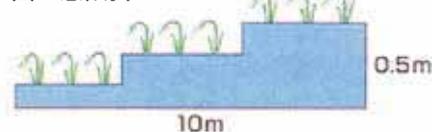
地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

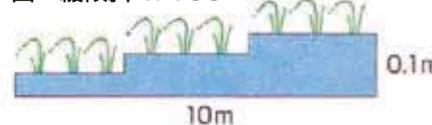
○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

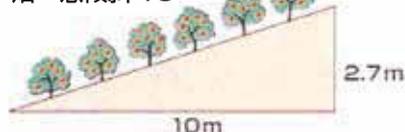
田 急傾斜 1/20



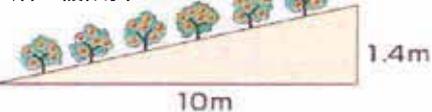
田 緩傾斜 1/100



畑 急傾斜 15°



畑 緩傾斜 8°



実施期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

土砂災害・洪水防止のため、林に戻そう（林地化）

これまで交付を受けていた農用地等で、より生産条件が不利で耕作放棄の懸念があると市町村が判断し、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等を集落協定に位置づけた場合、一定期間交付対象となります。

なお、農振農用地からの除外及び農地転用の許可手続きが必要です。

営農組合等の個別協定

営農組合等が農用地所有者との間において、5年以上の利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託等一定の条件を満たす場合、個別協定（生産組織等が申請）による取組が可能です。

認定農業者、農業生産法人、生産組織等が対象となります。

集落協定の活動要件

基礎活動

耕作放棄地の発生防止など基礎的な活動

① 農業生産活動など

● 集落マスタープランの作成

集落の将来像を明確にします

● 耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

● 水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

② 多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

● 国土保全機能の増進

- ・ 周辺林地の下草刈り
- ・ 土壌流亡に配慮した営農 等

● 保健休養機能の増進

- ・ 棚田オーナー制度の実施
- ・ 市民農園、体験農園の運営
- ・ 景観作物の作付け
- ・ 体験民宿
- ・ グリーン・ツーリズム 等

● 自然生態系の保全

- ・ 魚類、昆虫類の保護
- ・ 冬期の湛水化、鳥類の餌場の確保
- ・ 粗放的畜産
- ・ 堆きゅう肥の施肥、緑肥作物の作付 等

農業生産活動等の体制整備

③ 農用地等保全体制整備に向けた活動

〔例〕

- ・ 農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ・ 既耕作放棄地の復旧
- ・ 林地化
- ・ 農作業の共同化又は受委託
- ・ その他将来にわたって適正に保全していくために必要な事項

④ 農業生産活動等の継続に向けた活動

(A・B・C要件のいずれか1つ選択)

【A要件】 人・農地プランを活用しつつ、以下の項目から2つ選択(数値目標により1つ選択)

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業の実践
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業の委託

【B要件】 協定参加者として、新たに協定活動に主体となって参加する女性・若者・NPO法人等(1名以上)を定め、以下の項目から1つ選択

- ① 新規就農者等による農業生産
- ② 地場産農産物等の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

【C要件】 農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を協定に位置付け

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

より積極的な取組に向けた加算措置

第4期対策の拡充ポイント

● 集落連携・機能維持加算

① 集落協定の広域化支援

複数集落が連携して広域の協定を締結し、**新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくり**を支援

[単価]
地目にかかわらず
3,000円/10a
上限200万円



② 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動**を支援

[単価]	田	畑
	4,500円/10a	1,800円/10a
	小規模・高齢化集落の農用地に加算	

● 超急傾斜農地保全体制整備加算

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その**保全かつ有効活用**に取り組む集落を支援



[単価]
田・畑
6,000円/10a



※加算措置は、体制整備単価の要件を満たしている集落を対象

※活動要件の詳細については、市町村の担当課などへお問い合わせください。

1 次世代につながる中山間地域農業を目指して

1. 集落協定の概要

事例イメージ

法人主体型

事例類型

水稲主体

市町村・協定名	富山市 <small>こぼ</small> 小羽地区広域集落協定	
協定面積	37.9ha（うち7.7haで多面的機能支払を実施）	田（37.9ha）水稲、そば 畑 —
交付金額 928万円	個人配分 …………… 95% 共同取組活動 …………… 5%	（役員手当、事務局手当 …………… 4%） 会議費、事務費 …………… 1%）
協定参加者	農業者 25人、非農業者 17人、(有)土遊野、(有)小原営農センター（2つの農業法人が協定農用地の47%を引き受け）	開始：平成27年度
人・農地プランの 作成状況	大沢野・小羽地域全域で作成済 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(有)土遊野、(有)小原営農センターを、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている。	

2. 取組に至る経緯

当地区は神通川の左岸の山間地に位置し、6集落で構成されている。平成12年から個々の集落で水路・農道の適正管理や農作業の共同化、耕作放棄の抑制を目的に集落協定を締結して取り組んできたが、高齢化、過疎化の進行でそれぞれの集落ごとの営農に支障をきたす状況が進行してきており、この状況に歯止めをかけるため、有機農業や6次産業化に取り組む2つの農業生産法人と農家が手を結び、広域集落協定を27年度に締結し、中山間地域の農地保全と地域の活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

都会生まれの都会育ち、東京で会社勤めをしていた20代の女性が有機栽培に取り組む農業生産法人に就職。素材を活かしたお菓子作りに興味があり、いずれはその仕事に就きたいとの夢を持つ女性は、農業生産法人代表者である先輩から、素材が豊富で場所も有るから見に来ないか誘われ、26年12月に見学。有機栽培された米や野菜、卵などの素材に興味を持ち、挑戦してみようと決心。会社を退職し、農業生産法人へ就職。加工部門を任され、季節の素材を活かしたシフォンケーキ、プリン、パン、マフィン、焼き菓子、スイートポテトなどを作り、シュークリームや生菓子の新しい商品の開発にも取り組み、また、イベントや東京の物産展に出展し、販売活動を行っている。また、夏場の農繁期には田植えや野菜栽培の手伝いにも挑戦。このように人材を確保して農業生産活動を維持、生産物の付加価値化により都市部へ里山の魅力を発信するとともに、地域の活性化と将来の農業の担い手育成を目指し頑張っている。



新たな担い手の活躍による新商品開発



有機栽培された素材を活かした加工品

集落の将来像

● 地区全体で支え合う里山の保全と農産物の生産・加工・販売、体験農業など多様な活動を展開し中山間地域の活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

● 農作業の連携による農地の適正管理を行い、特産物の生産・加工・販売を一層充実させる。

<p>農業生産活動等</p> <p>農地の耕作・管理 田37.9ha 個別対応</p> <p>水路・農道の管理 水路（申合せによる草刈・清掃） 農道（申合せによる草刈） 共同取組活動</p> <p>農地法面の定期的な点検 随時 共同取組活動</p> <p>鳥獣害防止対策 電気柵設置 共同取組活動</p>	<p>多面的機能増進活動</p> <p>周辺林地の下草刈り 年1回 個別対応</p> <p>〈加算措置〉 集落協定の広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産法人が加工・販売を担う新たな人材を確保 加工品の販売促進（現行以上の販売量を目標としている） <p>共同取組活動</p>	<p>農業生産活動の体制整備</p> <p>農地法面、水路、農道等の補修 水路L=43m 共同取組活動</p> <p>〈加算措置〉 超急傾斜農地保全管理加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害対策の電気柵設置 有機栽培による農産物の加工品PR・共通パッケージ作成 <p>共同取組活動</p>
---	--	---

集落間の連携

● 集落協定の広域化により効率的かつ確実な管理・修繕を行う。

4. 今後の課題等

新規就農希望者を受入れ、有機農業の実践や体験農業を実施し、それをきっかけに、集落への定住に結びつけていきたい。

これまでの主な成果

- 営農の持続的発展に向けた電気柵設置による鳥獣害防止の実施と農業体験の実施
- 協定参加者が連携し水路、農道の適正な管理の実施
- 農業機械・農作業の共同化、作業受委託による耕作放棄の発生防止

2 棚田米のブランド化と共通パッケージによる販売拡大

1. 集落協定の概要

事例イメージ

生産組合等型

事例類型

水稲主体

市町村・協定名	はらの 砺波市原野	
協定面積	5.4ha（うち5.0haで多面的機能支払を実施）	田（5.3ha）水稲、そば、山菜 畑（0.1ha）野菜
交付金額 141万円	個人配分 …………… 19% 共同取組活動 …………… 81%	（水路の維持管理・補修 …………… 71%） 農道・農地の維持・管理 …… 3% 役員報酬、研修会費等 …… 7%
協定参加者	農業者 8人、非農業者 4人	開始：平成12年度
人・農地プランの 作成状況	梅檀山南部地区で作成済	

2. 取組に至る経緯

昭和56年に圃場整備を行い、水源が一本化されたのを契機に2.5kmの用水路の維持・管理を共同で行ってきた。しかしながら、農業従事者の高齢化に伴う離農などで、耕作者だけで用水路を維持・管理することが困難になってきたため、土地持ち非農家も含めて集落協定を締結するに至った。

3. 取組の内容

以前から清流に自生する葉わさびを使った漬物加工や平成12年に開店した直売施設での地場産野菜の販売など、地産地消に取り組んできた。また、平成17年から転作作物として野菜等の栽培の作付けを拡大し、地区内の加工施設や直売施設にて販売を行っている。更に、山菜の栽培も行っている。

一方、平成16年からは地元産のそば粉100%を使った「十割そばの店」を開店させ、協定参加者が共同して営業を行っている。また、耕作放棄地を活用し、そばの作付面積の拡大を図った。

さらに、平成27年度からの新たな超急傾斜農地保全管理加算を活用し、生産された米を棚田米としてブランド化し、共通パッケージを作成してPRを行うことで、農産物直売所等での販売量をこれまで以上に増やすことを目標としている。



棚田米の共通パッケージ



景観作物・花の植栽

集落の将来像

●耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や集落協定者が分担して農作業を行うことで、耕作放棄を未然に防ぐ。

将来像を実現するための活動目標

- 米・野菜・そば・山菜を作付けし、各種イベントや直売所等で販売することで販売量の拡大を目指す。
- 米をブランド化し、共通パッケージ作成することによって差別化し、販売量の拡大を目指す。
- 土砂の流入しやすい用水路に蓋をすることで、用水路の管理作業の軽減を行う。

<p>農業生産活動等</p> <p>農地の耕作・管理 田5.3ha 個別対応</p> <p>水路・農道の保全・管理 ・水路の江浚い、草刈り（年1回） ・農道の草刈り（年2回） 共同取組活動</p> <p>農地法面の定期的な点検 随時 共同取組活動</p>	<p>多面的機能増進活動</p> <p>周辺林地の下草刈り 年1回 共同取組活動</p> <p>景観作物の作付け ・アジサイ等の植栽 ・花・チューリップ球根の植栽 共同取組活動</p>	<p>農業生産活動の体制整備</p> <p>地場産農産物等の加工・販売 ・野菜、山菜の栽培面積の拡大 ・そば店での加工販売 ・野菜、山菜の加工販売 共同取組活動</p> <p>非農家との連携した農地保全 ・非農家との共同による水路の維持管理 共同取組活動</p>
		<p>超急傾斜農地保全管理加算</p> <p>・鳥獣害対策の電気柵設置 ・米をブランド化し、共通パッケージにて販売量の拡大を目指す 共同取組活動</p>

4. 今後の課題等

集落において水路の管理が十分にできなくなっているため、用水路に蓋を掛けるなどの取組による管理作業の軽減により適正管理を図っている。また、新たな問題として鳥獣による農作物被害が発生したことから、地域一帯で農地に電気柵を設置している。今後は、農業者の高齢化や担い手不足がますます進行する中で、農業生産活動の維持や農地保全を行うため、集落の共同取組活動である施設管理のほか、営農面においても地域農業をサポートする取組が必要となる。

これまでの主な成果

- 水路の改修及び農道舗装工事による管理の軽減
 - ・水路にコンクリート蓋の敷設（40cm角） 585m
 - ・農道のコンクリート舗装（3m幅） 977m
- 地場産農産物の加工・販売量の拡大
 - ・野菜・そば・山菜の栽培面積 55a
 - ・そば処の店での加工販売、農産物直売所等での販売
- 花の街道（農道）
 - ・アジサイ街道 200m

3 低タンパク米「春陽」の生産と 減農薬・減化学肥料による付加価値の高い農業の実践

1. 集落協定の概要

事例イメージ

生産組合等型

事例類型

水稲主体

市町村・協定名	氷見市 ^{くるみ} 胡桃	
協定面積	23ha（うち20haで多面的機能支払を実施）	田（23ha）水稲、はとむぎ 畑 —
交付金額 449万円	個人配分 …………… 50% 共同取組活動 …………… 50%	（農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）… 40%） 農地の維持・管理 …………… 5% 役員報酬、研修会費等 …………… 4% その他 …………… 1%
協定参加者	農業者3人、非農業者10人、水利組合、農業生産法人	開始：平成12年度
人・農地プランの 作成状況	八代地域全域で作成済 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人くるみ営農組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている。	

2. 取組に至る経緯

胡桃集落は、氷見市街地から北西方向に約9kmにある石川県境の集落である。

当集落は昭和39年に大規模な地滑りが発生し、ほとんどの農家が氷見市街地周辺等へ離村し、現在は3戸が残っている。災害復旧後、市街地から胡桃集落へ通う「通勤農業」を行っており、近年は農業者の高齢化や担い手不足により荒廃地の発生が懸念されていた。

そこで、集落全体で農地を守っていくため平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、主に農道や水路などの施設の保安全管理に努めている。

3. 取組の内容

胡桃集落では、平成16年から低タンパク米「春陽」の作付けをしており、平成17年からは農事組合法人くるみ営農組合がJA氷見市と連携し栽培に取り組むとともに低タンパク米「春陽」の普及に努めている。田植や稲刈時には地元農業科高校生などが参加し地域農業の取り組みを理解する良い機会となっている。

さらに、環境に負荷を与えない農業を行うため、牛糞堆肥による土づくりや減農薬減化学肥料を行う環境保全型農業に取り組み、付加価値の高いコシヒカリ栽培を実践している。



高校生が「春陽」田植えに参加



農山漁村インターンシップ参加者の稲刈り体験

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の営農体制構築を目指す。
- 集落の担い手となる新たな人材の育成・確保を目指す。

将来像を実現するための活動目標

- 農業機械等の共同利用面積を増加する。
- 地域担い手への利用権設定面積を増加する。

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 田23ha 個別対応	周辺林地の下草刈り 約23ha、年3回 個別対応	農道や水路の補修、改良 農道1km、水路400m 共同取組活動
水路・農道の管理 ・水路1.2km、年2回清掃、草刈り ・道路4.4km、年3回草刈り 共同取組活動	景観作物作付け 景観作物として紫陽花、桜、もみじの管理 共同取組活動	機械の共同利用化 機械を共同利用し、共同利用面積を協定農用地の7.8% (1.45ha) 増加を目指す 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時) 共同取組活動	地元の高中生や住民等と農作業を通じて交流 ・田3a、参加者約30名 共同取組活動	

集落外との連携

- 地元の農業科の高中生との年2回の体験農業などを通じて交流を深めている。
- NPOと連携し大学生や都市部の20歳代の社会人を対象とした農山漁村インターンシップの受け入れを行い、農業体験等を通して地域資源を活かした活性化に向けて活動を行っている。

4. 今後の課題等

低タンパク米「春陽」の生産を通じた体験農業等により集落内に活気があり、農道の舗装や水路の補修も進み農業がしやすい環境が整ってきている。しかし、高齢者が多く、今後どのようにして現在の体制を継続していくかが課題となっている。

低タンパク米「春陽」の生産により多くの人に安心して安全な米の提供ができるよう努めるとともに、これを酒米として利用した日本酒「八代仙」をつくり地域活性化に努めている。さらに、景観作物の作付けや地域資源を活用した地域活性化の取組を継続していきたい。

これまでの主な成果

- 平成18年度 富山県農業振興賞受賞・農林水産祭 農林水産大臣賞受賞
- 平成19年度 市民表彰受賞

4 里山保全と直売所「山の店」による地域活性化

1. 集落協定の概要

事例イメージ

生産組合等型

事例類型

水稻主体

市町村・協定名	あらま 小矢部市荒間	
協定面積	16ha（うち14haで多面的機能支払を実施）	田（16ha）水稻 畑 —
交付金額 214万円	個人配分 …………… 39% 共同取組活動 …………… 61%	（農道・水路の管理・補修 …… 47%） （農地の維持・管理 …………… 12%） （役員報酬、研修会費等 …… 2%）
協定参加者	農業者 10人、荒間農興（構成員6名）	開始：平成12年度
人・農地プランの 作成状況	南谷地域全域で作成済み	

2. 取組に至る経緯

小矢部市の北西、南谷地区に位置する当集落では、過疎化・高齢化により農地の維持が難しくなっていたことから、集落全体で中山間直払制度を活用し農地を守ってきた。

近年、野生鳥獣による被害が増大し、その対策として電気柵の設置や周辺林地の草刈に労力が費やされており、営農意欲の低下により農業生産活動の継続が危ぶまれている。

南谷地区で活動するNPO法人山の店が平成19年に認証され、山村と都市との交流、地域づくりや里山の保全を目的とする活動に取り組んでいる。さらに、法人化を契機に地域で生産された農産物や加工品を農産物直売所「山の店」にて販売している。

3. 取組の内容

耕作放棄地を活用し小矢部市市街地等の住民と地域住民が一緒になって新たな農作物の栽培に取り組み、交流により地域の活性化に繋がっている。

直売所の営業は月2回行われ、地元で穫れた新鮮な野菜や山菜、キノコなどのほか、これらを使用した加工品も数多く販売されている。

さらに、毎年秋の収穫後には、廃校となった旧岩尾滝小学校にて、南谷地区振興会と連携して「よだけ（岩尾滝）の山まつり」を開催し、地域の活性化に努めている。

このほか、他市の小学生を招きリンゴの収穫や炭焼き体験学習の実施、スポーツ少年団の合宿受け入れなど、子どもとの交流にも力を注いでいる。



耕作放棄地を解消し特産物を栽培



「山の店」での直売

集落の将来像

●遊休農地や耕作放棄地を活用して野菜の栽培面積を増やし、「山の店」で加工・販売を充実させていく。

将来像を実現するための活動目標

●地域住民が共同して集落内の水路・農道・ため池等の整備を行い、将来にわたって持続可能な農業を行う環境を構築していく。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
田16ha
個別対応

水路・農道の管理
・水路4km、年2～4回清掃、草刈り
・農道4km、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
・年2回及び台風等の災害の後
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
・約2ha、年1回
個別対応

緑肥作物の作付け
・緑肥作物としてヘアリーベッチを約5a作付け
共同取組活動

集落を含む地域全体の連携

●南谷地区振興会と連携して「よだけ（岩尾滝）の山まつり」などイベントを開催
●NPO法人山の店と連携し、地場産農産物や加工品を直売

4. 今後の課題等

今後、更なる高齢化により耕作者を確保することが困難な農地が発生する可能性があるため、若年層や都市住民との積極的な交流を通じて、担い手を確保していく必要がある。

これまでの主な成果

●平成25年度 農村振興・優良活動コンクール知事賞受賞（南谷地区振興会・NPO法人山の店）

5 牛の水田放牧による農地管理と鳥獣被害対策

1. 集落協定の概要

事例イメージ

農業者と農事法人の連携

事例類型

水稲主体

市町村・協定名	立山町 ^{しだにお} 四谷尾	
協定面積	46ha（うち40haで多面的機能支払を実施）	田（46ha）水稲 畑 —
交付金額 621万円	個人配分 …………… 50% 共同取組活動 …………… 50%	（農地法面・農道・水路等の点検、維持管理 景観作物の栽培経費、鳥獣被害防止対策 …… 24% 共同防除、畦畔の補修等 …… 16% その他（積立金、マスタープランの作成等） …… 10%）
協定参加者	農業者22名、非農業者2名、 農事組合法人四谷尾（構成員14名）	
人・農地プランの 作成状況	東谷地域全域で作成済 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人四谷尾を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている。	

2. 取組に至る経緯

立山町の中心部から東に約5km進むと、棚田が広がる中山間地、四谷尾集落に到着する。白岩川の清流が集落の西部を流れ、立山山麓から流れる天然水を利用した田園風景が広がっている。四谷尾集落内の農地は、段差が大きく湿田が多いため、草刈り等に苦勞してきた。そこで、平成14年度から「中山間地域等直接支払制度」に取り組み、集落総出での草刈りや江ざらい等を行い、原風景を守っている。

3. 取組の内容

近年、イノシシによる被害が増加しており、四谷尾集落では、被害の防止、水田の維持管理や除草も兼ねた牛の水田放牧を行っている。警戒心が強いというイノシシの被害防止対策の一環として牛の水田放牧を始めたが、現在では四谷尾集落の風景の一部となっている。

四谷尾集落協定では、この牛の水田放牧と併せて、体験農園、共同防除、肥料の共同散布、農道の補修等の施策を実施することで、集落の連携強化と活性化につなげている。



牛の水田放牧



体験農園

集落の将来像

● 集落ぐるみの農業生産活動の体制整備

将来像を実現するための活動目標

● 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

<p>農業生産活動等</p> <p>農地の耕作・管理 田46ha 個別対応等</p> <p>水路・農道の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路約9.5km、年2回清掃、草刈り 道路約4.8km、年2回草刈り <p>共同取組活動</p> <p>農地法面の定期的な点検 年3回以上 共同取組活動</p>	<p>多面的機能増進活動</p> <p>体験農園の実施 約0.7ha 保育園児等によるサツマイモの植付けや収穫体験を行った。 共同取組活動</p> <p>水田放牧 約0.3ha 個別対応等</p>	<p>農業生産活動の体制整備</p> <p>機械農作業の共同化</p> <ul style="list-style-type: none"> 畝立て・マルチかけ機械 色彩選別機 <p>共同取組活動</p>
--	---	--

集落を含む地域全体の連携

- 東谷地域では、「都市農村共生・対流総合対策交付金」を活用し、都市農村交流と地域の活性化に取り組んでいる。ワークショップや6次産業化の研修会を開催し、直売所整備などを行った。
- 東谷地域では、地区外から農業の新たな担い手として活動する「地域おこし協力隊」を受け入れている。高齢農家の見守りや農作業の手伝いのほか、農産物の加工・販売にも取り組んでいる。
- 四谷尾集落にある「立山自然ふれあい館（昆虫王国立山）」は、県内外から多くの人を訪れる東谷地域の交流拠点となっている。
- 立山町中山間地域連絡協議会の会合を開催し、他集落と意見交換を図っている。

4. 今後の課題等

有害鳥獣による被害が増加しているため、鳥獣被害対策を進める。
集落の高齢化が進んでいることから、高い法面の草刈対策を進める。

これまでの主な成果

- 共用資産（「畝立て・マルチかけ機械」と「色彩選別機」）を購入し、集落ぐるみの農作業の省略化に成果をあげている。

6 小学校との交流と伝統文化の継承

1. 集落協定の概要

事例イメージ

生産組合等型

事例類型

水稻主体

市町村・協定名	魚津市金山谷 ^{かな やま だに}	
協定面積	35ha（うち35haで多面的機能支払を実施）	田（35ha） 水稻 畑 —
交付金額 463万円	個人配分 …………… 39% 共同取組活動 …………… 61%	（田は30%、雑種地（斜面）は90%） （農道・水路の維持・管理・補修 … 27%） 農地の維持・管理 …………… 9% 役員報酬、研修会費等 …………… 12% その他（小学生体験農園・伝統文化伝承交流） … 13%）
協定参加者	農業者60人、非農業者33人、自治会、生産組合、野用水組合（高段の用水管理組合）、獅子舞保存会、地元松倉小学校	開始：平成12年度
人・農地プランの 作成状況	松倉地域全域で作成済 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている。	

2. 取組に至る経緯

当地区の耕地は周囲が林地に囲まれている2つの細長い団地であり、他の中山間地域と同様に耕作者の高齢化と若者の減少が見られるなど、農道や用水路の農業施設の維持管理の継続が難しくなり耕作の放棄も懸念されるようになってきていた。

そこで施設の維持管理・補修の促進、更に若者の結集も見据えた取組を集落全体で進めて行くため、中山間地域等直接支払に取り組むこととした。

3. 取組の内容

用排水路や農地法面、農道等の維持管理には集落の若者が多く参加している獅子舞保存会や地域の壮年会である五日会の集結力を活用しており、近年は施設の維持管理のみならず集落内の住居周辺の衛生防除活動にも参加してもらっている。

共同作業の結果、組織同士の相互連携が深まり、地元小学校の児童を対象とした農作業体験会や小学校に出張して行う獅子舞踊りの指導に集落協定として支援を行うようになった。



農作業体験



獅子舞指導

集落の将来像

- 「中山間地域なんの園！農業の未来に向かってGO！」をテーマに小規模農作業の共同化
- 定年帰農者等を活かした集落の自律的で継続的な農業生産活動等の体制整備

将来像を実現するための活動目標

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 担い手への農作業の委託
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
田35ha
個別対応

水路・農道の管理

- 水路13.6km、年2回清掃、草刈り、伐木
- 道路9.3km、年1回草刈り、伐木

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

年1回及び随時

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り、伐木
約3ha、年1回
個別対応

景観作物作付け

魚津市中山間地域連絡協議会の事業「ひまわり大作戦」に参画し、景観作物としてひまわりを約0.4ha作付け

共同取組活動

小学校農作業体験会（ひまわり、水稻）の開催
年6回

共同取組活動

伝統文化の継承

小学生に獅子舞踊りの指導

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の担い手への集積
トラクター・田植機・コンバインの集積を9ha（28%）実施、目標12ha

個別対応・共同取組活動

担い手への農作業の委託

集落の認定農業者に収穫作業を9ha委託。目標12ha

個別対応・共同取組活動

集落外との連携

- 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。
- 魚津市中山間地域連絡協議会、松倉地区中山間地域連絡協議会が実施する事業に積極的に参加し市全体の広域的な活動にも取り組んでいく。

4. 今後の課題等

集落の共同取組活動については若者が積極的に参加し、ほぼ定着してきているが、農業生産活動の担い手や、基幹的農作業の後継者が少なく、どのように体制づくりをして行くか、重要な課題として検討を継続して行きたい。

これまでの主な成果

- 多面的機能支払の活動組織の取組が、平成23年度 富山県農村文化賞受賞
- 地元小学校との連携で児童の「稲作とひまわり栽培」の農業体験が毎年実施されるようになっている。（平成18年から）
- 地元小学校との連携で児童に郷土芸能獅子舞の伝承指導に取り組んでいる。（昭和56年から）
- 畦塗機の購入で畦塗作業の軽減が図られている。

7 少人数で守る県内一山深い開拓地の美しい農地

1. 集落協定の概要

事例イメージ

生産組合等型

事例類型

水稻主体

市町村・協定名	ふくひらかいたく 黒部市福平開拓	
協定面積	12.7ha	田 (12.7ha) 水稻、そば 畑 -
交付金額 267万円	個人配分 52% 共同取組活動 48%	(農道・水路の管理・補修 14%) (農地の維持・管理 34%)
協定参加者	農業者3人	開始：平成12年度
人・農地プランの 作成状況	東布施地域全域で作成済	

2. 取組に至る経緯

福平開拓集落は、失業者の増大と食糧不足が深刻となった戦後の「緊急開拓事業実施要領」の閣議決定を受けて昭和22年に誕生した集落である。

生活条件が厳しいことから人口が減少し、担い手の高齢化も進み、農業生産活動も不利な点が多く、荒廃農用地の発生が懸念されていた。

平成12年度より中山間地域等直接支払制度に取り組み、水路補修や鳥獣被害対策を実施し、先代が苦労を重ねて開拓した農地を守っている。

3. 取組の内容

協定参加者は全員集落外から通勤耕作している。協定参加者は少なく、時には家族の協力も得て農道の草刈、水路の維持管理を実施し、農地の保全を行っている。

鳥獣被害対策として電気柵を約7kmに渡り設置し、農作物の作付に合わせて設置位置を移動するなど工夫を凝らし、被害の減少に努めている。

平成12年度より約3haの荒廃農用地を復旧し、水稻やそばを作付けしている。車が通ることも少なく、空気も澄んでおり、当集落で収穫された玄米は味が違うと好評を得ている。また、平成27年には生産した大根を学校給食に提供し、市内の幼稚園児、小中学生が地場産の給食を味わった。



復旧田でのそばの作付け



県内一山深い開拓地の農地

集落の将来像

● 地域の実情に即した持続可能な農業生産活動の体制を整備し、現在の耕作面積を維持する。そして、担い手を確保し、県内一山深い開拓地といわれている当集落の美しい田園集落を後世に残す。

将来像を実現するための活動目標

● 農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理 田12.7ha 個別対応</p>	<p>周辺林地の下草刈り 年2回 個別対応</p>	<p>農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る</p> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・農道の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路、年3回草刈り 農道、年4回草刈り <p>共同取組活動</p>		
<p>農地法面の定期的な点検 年2回及び随時 共同取組活動</p>		

集落を含む地域全体の連携

● 東布施地域の中山間地域集落協定連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換、会計事務の一元化等を図っている。

4. 今後の課題等

本集落においては、水の管理をするためには山を登る必要があり、農業生産活動を行うには大変な労力を要する。協定参加者の減少、高齢化が進む中で、担い手を確保し、農業生産活動を継続していきたい。

これまでの主な成果

- 平成26年度 第38回農業祭（黒部農協主催）農林水産物品評会1等賞、黒部市長賞
- 平成27年度 農村振興・環境保全優良活動表彰 知事賞
- 荒廃農用地 約3ha復旧
- 電気柵の設置による鳥獣被害面積の減少（H22：1.1ha H26:0.2ha）

8 認定農業者等への協定農用地の利用集積

1. 集落協定の概要

事例イメージ

生産組合等型

事例類型

水稻主体

市町村・協定名	南砺市東城寺 ^{とうじょうじ}	
協定面積	9.4ha	田 (9.4ha) 水稻 畑 -
交付金額 200万円	個人配分 48% 共同取組活動 52%	(農道の整備 28%) (水路の維持・管理 15%) (ビオトープ他 9%)
協定参加者	農業者4人、非農業者13人、(農)ファーム八乙女 (認定農業者(5割)、法人(3割)が協定農用地の8割を引 き受け)	開始：平成13年度
人・農地プランの 作成状況	南山見地域全域で作成済 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者 を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手(C要件)として いる。	

2. 取組に至る経緯

東城寺集落は、市の促進計画に基づき急傾斜地を対象として平成13年度から事業を展開している。集落農業者の高齢化が進み、生産条件の悪い傾斜地において生産活動を継続していくために、集落の担い手(認定農業者)を主体とした農地集積並びに作業委託をすすめるとともに、集落外の農業経営体と連携を図りながら耕作放棄地の発生防止に努めている。また、集落の結束を活かした共同取組活動を実施し、施設の維持管理、整備にも積極的に活用している。

3. 取組の内容

急峻な場所に位置することから、集落の労働力を結集し直営施工で農道のコンクリート舗装を計画的に実施し、農地間の移動が容易になるよう取り組んでいる。

また、農村の景観形成としてフラワーラインを整備し、通行者の目を楽しませている。また、第4期からはビオトープの確保(昆虫類の保護)として、集落内のキノコ栽培者と連携しカブトムシの繁殖を目指している。



直営施工による農道舗装



集落全員で取り組む景観整備

集落の将来像

- 担い手（認定農業者）を中心とした農業生産活動等の体制整備
- 作業の効率化、生産基盤整備の推進、環境整備
- カブトムシの繁殖を活用し、子供たちとの「ふれあい活動」の展開

将来像を実現するための活動目標

- 農業生産活動を継続するため、集落の担い手への農地集積を図る。
- 集落内のキノコ栽培者との連携によりカブトムシを繁殖させ、その定着を目指す。

<p>農業生産活動等</p> <p>農地の耕作・管理 田9.4ha 個別対応</p> <hr/> <p>水路・農道の管理 ・水路3km、年1回清掃、草刈り ・道路0.6km、年1回草刈り 共同取組活動</p> <hr/> <p>農地法面の定期的な点検 年1回及び随時 共同取組活動</p>	<p>多面的機能増進活動</p> <p>ビオトープの確保 昆虫類：カブトムシの繁殖 共同取組活動</p>	<p>農業生産活動の体制整備</p> <p>農道の舗装 コンクリート舗装の直営施工、目標250m 共同取組活動</p>
--	--	---

集落外との連携

- 集落外の(農)ファーム八乙女への農地集積
- 集落外の(有)スカイエボリューションヘリ丸による防除作業の委託（ラジコンヘリを活用）

4. 今後の課題等

近年、イノシシ等による農作物被害の発生が増加していきっていることから、被害防止について重点的に取り組む必要がある。

今後、加速する高齢化に伴い担い手への農地集積等が進むことが予想されるが、それに伴う負担軽減を図るための体制整備を継続していく必要がある。

これまでの主な成果

- 担い手への農地集積（協定農用地における割合）
H22：5.4ha（59.4%） H27：7.9ha（84.0%）
- 農道のコンクリート舗装 260m
- 耕作放棄地の発生を抑制

さらなる集落の活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から16年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の耕作放棄地については、集落や地域など皆の力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、耕作放棄地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

- | | |
|------------------|--|
| 新川農林振興センター 企画振興課 | 〒937-0863 魚津市新宿10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154 |
| 富山農林振興センター 企画振興課 | 〒930-0096 富山市舟橋北町1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518 |
| 高岡農林振興センター 企画振興課 | 〒933-0806 高岡市赤祖父211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466 |
| 砺波農林振興センター 企画振興課 | 〒939-1386 砺波市幸町1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144 |
| 富山県農林水産部農村振興課 | 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427 |

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

